

届出期限について

- 1 提出期限は契約締結日を**含めて**2週間以内になります。
- 2 行政機関の休日が期限となる場合は、翌開庁日が期限となります（参考参照）。

事例1 5日（木曜日）に契約を締結した場合
14日目の18日（水曜日）が提出期限となります。

事例2 9日（月曜日）に契約を締結した場合
14日目の22日が日曜日ですから、提出期限は23日（月曜日）となります。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

（参考）地方自治法第4条の2第4項及び岡崎市の休日を定める条例第1条第1項

届出期限を過ぎてしまった場合

国土利用計画法違反となりますが、速やかに届出書を提出してください。
届出のない状態を放置していると悪質と判断する場合があります。